⒀　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車を取得した場合の当該取得された三輪以上の軽自動車について、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五六条の三関係）

⒁　改正前の軽自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

㈢　平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までに初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車に対する平成二九年度分の種別割について、次のとおり特例措置を講ずることとした。（附則第三〇条関係）

⑴　電気軽自動車及び平成二一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えない天然ガス軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

⑵　次に掲げるガソリン軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

イ　乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上のもの

ロ　貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三五を乗じて得た数値以上のもの

⑶　次に掲げるガソリン軽自動車（⑵の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減することとした。

イ　乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

ロ　貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上のもの

㈣　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）

⑴　平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの期間　平成二九年度分

⑵　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの期間　平成二九年度及び平成三〇年度分

⑶　平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日までの期間　平成三〇年度及び平成三一年度分

8　事業所税

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を二年延長することとした。（附則第三三条関係）

9　その他

㈠　法人の合併又は分割を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人等の地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負うこととした。（第一〇条の三関係）

㈡　事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務に係る要件について、所要の見直しを行うこととした。（第一一条の七関係）

㈢　一定の不申告加算金又は重加算金を課される場合において、その申告等の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告等に係る税目について、一定の不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、不申告加算金又は重加算金の割合に、それぞれ一〇〇分の一〇を加算することとした。（第七一条の一四、第七一条の一五、第七一条の三五、第七一条の三六、第七一条の五五、第七一条の五六、第七二条の四六、第七二条の四七、第七四条の二三、第七四条の二四、第九〇条、第九一条、第一三二条、第一三三条、第一四四条の四七、第一四四条の四八、第二七八条、第二七九条、第三二八条の一一、第三二八条の一二、第四八三条、第四八四条、第五三六条、第五三七条、第六〇九条、第六一〇条、第六八八条、第六八九条、第七〇一条の一二、第七〇一条の一三、第七〇一条の六一、第七〇一条の六二、第七二二条、第七三三条の一八及び第七三三条の一九関係）

二　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正関係

農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずることとした。（昭和六一年改正法附則第七条関係）

三　地方税法の一部を改正する法律の一部改正関係

農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずることとした。（平成七年改正法附則第四条関係）

四　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正関係

消費税の軽減税率制度の導入に伴い、課税仕入れ等を適用税率別に区別することが困難な小売業等を営む事業者に対する経過措置が適用される場合には、消費税の申告額又は還付額に七八分の二二を乗じた額を譲渡割額又は還付額とする措置を講ずることとした。（平成二四年改正法附則第一〇条及び第一一条関係）

五　地方税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　平成二八年四月一日に施行することとされている資本金一億円超の普通法人の事業税及び地方法人特別税の標準税率に係る規定を削除することとした。（平成二七年改正法第二条及び第七条並びに附則第九条及び第二六条関係）

2　平成二九年四月一日に施行することとされている欠損金の繰越控除制度について、平成三〇年四月一日に施行することとした。（平成二七年改正法附則第一条、第七条、第九条及び第一六条関係）

六　地方財政法の一部改正関係

1　法人事業税交付金の減収により、地方財政法第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合について、その不足額に充てるための地方債の特例措置を講ずることとした。（第三三条の五の三関係）

2　平成二九年度及び平成三〇年度に限り、廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による減収額がある場合について、当該減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずることとした。（第三三条の五の六関係）

3　地方税法の改正に伴い、都道府県にあっては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合について、市町村にあっては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金の増収額の合算額を超える場合について、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるための地方債の特例措置を講ずることとした。（第三三条の五の九関係）